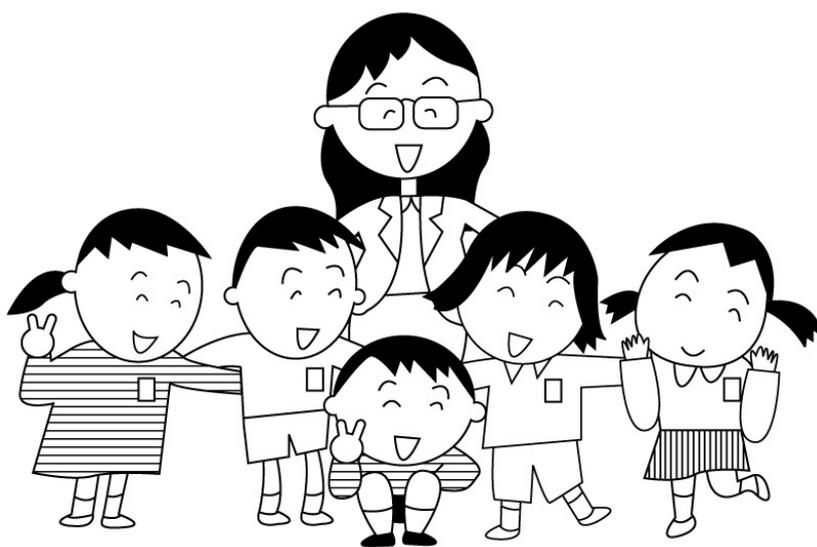


特別支援教育支援員を 効果的に活用するために

—特別支援教育の充実を目指して—



香川県教育委員会事務局特別支援教育課

平成25年3月

目 次

1	特別支援教育支援員の役割とは	1
2	効果的に支援してもらうために	
	○ 校内委員会	4
	○ 管理職として	5
	○ 特別支援教育コーディネーターとして	7
	○ 担任として	9
3	特別支援教育支援員としての心構え (児童生徒に寄り添うために)	11
4	特別支援教育支援員としての心構え (教育現場に勤務する者として)	13
5	主な障害の特性	
	○ 発達障害	14
	○ 視覚障害	21
	○ 聴覚障害	22
	○ 知的障害	23
	○ 肢体不自由	24
	○ 病弱・身体虚弱	25
	○ 情緒障害	26

特別支援教育支援員の
ために

1

特別支援教育支援員の役割とは

特別支援教育支援員は、障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し、学習活動上のサポートを行ったりする者です。具体的な役割としては、次のような役割が想定されます。

① 基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助

- ・ 自分で食べることが難しい児童生徒の食事の介助をする。また、必要に応じて身支度の手伝い、食べこぼしの始末をする。
- ・ 衣服の着脱の介助を行う。一人でできる部分は見守り、完全にできないところもできるだけ自分の力で行うよう励ます。
- ・ 授業場所を離れられない教員の代わりに排泄の介助を行う。排泄を失敗した場合、児童生徒の気持ちを考慮しながら後始末をする。

② 発達障害の児童生徒に対する学習支援

- ・ 教室を飛び出していく児童生徒に対して、安全確保や居場所の確認を行う。
- ・ 読み取りに困難を示す児童生徒に対して黒板の読み上げを行う。
- ・ 書くことに困難を示す児童生徒に対してテストの代筆などを行う。
- ・ 聞くことに困難を示す児童生徒に対して教員の話の繰り返して聞かせる。
- ・ 学用品など自分の持ち物の把握が困難な児童生徒に対して整理場所を教える等の介助を行う。

③ 学習活動、教室間移動等における介助

- ・ 車いすの児童生徒が、学習の場所を移動する際に、必要に応じて車いすを押す。
- ・ 車いすの乗り降りを介助する。
- ・ 教員の指導補助として、制作、調理、自由遊びなどの補助を行う。

④ 児童生徒の健康・安全確保関係

- ・視覚障害のある児童生徒の場合、体育の授業や図工、家庭科の実技を伴う場面（特にカッターナイフや包丁、火などを使う場面）で介助に入り、安全面の確保を行う。
- ・教師と他の子どもが活動している間、てんかんの発作が頻繁に起こるような児童生徒を把握する。
- ・他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止等の安全に配慮する。

⑤ 運動会（体育大会）、学習発表会、修学旅行等の学校行事における介助

- ・視覚障害のある児童生徒に対し、運動会で長距離走のとき、一本のひもをお互いに持って同じペースで走って進行方向を示したり、学習発表会では舞台の袖に待機し、舞台から落ちないように見守る。
- ・修学旅行や宿泊訓練の時、慣れていない場所での移動や乗り物への乗降を介助する。

⑥ 周囲の児童生徒への障害理解促進

- ・支援を必要とする児童生徒に対する、友達としてできる支援や適切な接し方を、担任と協力しながら周囲の児童生徒に伝える。
- ・支援を必要とする児童生徒に適切な接し方をしている児童生徒の様子を見かけたら、その場の状況に応じて賞賛する。
- ・支援を必要とする児童生徒の得意なことや苦手なこと、理解しにくい行動を取ってしまう理由などを周囲の児童生徒が理解しやすいように伝える。

（「特別支援教育支援員」を活用するために 文部科学省 平成19年）

特別支援教育支援員は、特定の児童生徒の支援だけが目的ではなく、学級の中に入り、複数の児童生徒への支援にあたるともあります。

特別な支援が必要な児童生徒への支援について責任を負っているのは、あくまでも学級担任や教科担任です。特別支援教育支援員は、管理職や特別支援教育コーディネーター等と連携しながら、学級担任や教科担任等と打ち合

わせを十分に行い、その補助をすることが基本的な役割です。

たとえ教員免許状保有者であっても、教諭又は講師として配置されているわけではありませんから、単独で学級担任の授業を引き継いだり、代替として授業そのものを行うことはできません。

特別支援教育支援員が行う補助とは、児童生徒への授業における教示や指示の補完・補充、授業の準備や後片付けの援助、学級環境の整備等の援助などがあります。

特別支援教育支援員の活用については

「特別支援教育支援員を活用するために」

(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 H19)

が参考になります。

文部科学省HPからダウンロードすることができます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

教員のために

-校内支援体制を整える-

特別支援教育支援員は校内のサポートチームの一員です。効果的な支援のためには、管理職や特別支援教育コーディネーターを中心とした学校としての支援体制を整えておくことが不可欠です。

校内委員会

特別支援教育支援員に支援の内容を具体的に説明するために、特別支援教育支援員による支援内容や方法について校内委員会で話し合しましょう。

- ①特別な支援の必要な児童生徒のうち、特別支援教育支援員による支援が効果的な児童生徒や学級を考える。
- ②だれのどのような活動を中心に支援をするか(できるだけ複数)を決定する。
(特定の児童生徒の担当にするだけでは、効果的な支援はできない。)

どの児童生徒も得意な教科や活動があります。支援を必要としない教科や活動は、集団の中で自分の力で取り組ませることが大切です。

特定の児童生徒を支援する場合も、1日のうち何時間かは特別支援教育支援員による支援を受けずに学習や活動に取り組む時間を意図的に作りましょう。自分の力でやり遂げられたら、しっかりと賞賛し、「できる自分」を意識付けることで、自尊感情を高めましょう。

- ③特別支援教育支援員の時間割を決定する。
- ④支援する児童生徒が困っていることやその原因を整理する。
- ⑤短期的な目標や長期的な目標、支援の進め方を明確にする。(個別の指導計画)

このような話し合いの内容を特別支援教育支援員に伝え、理解した上で支援を始めることが重要です。

校内で連携を図りましょう。

管理職として

管理職は、特別な支援が必要な児童生徒への対応について、学校経営上の課題として、随時、その状況を評価し、改善することが求められています。また、管理職として、特別支援教育支援員により良く取り組んでもらうために、次のような点に配慮が必要です。

① 支援対象の児童生徒の状況を把握する。

特別支援教育支援員の話聞く機会をもったり、毎日記録簿を提出してもらったりするなど様々な工夫が考えられます。

② 特別支援教育支援員、担任等に適切なアドバイスをする。

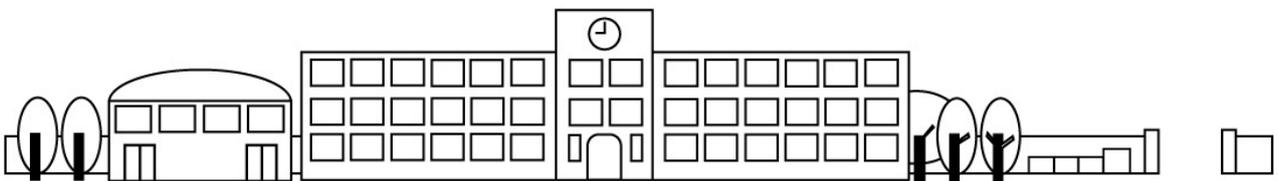
担任等と特別支援教育支援員の考え方が違っていたり、特別支援教育支援員が児童生徒を十分に理解していなかったりするために、効果的な支援がなされない場合もあります。

その際は、担任等の考えや思いを踏まえ、児童生徒への最適な対応のために、学校としての指導方針や研修の必要性などについて、特別支援教育支援員と共通理解することが重要です。そのための打ち合わせの時間を勤務時間内に確保しながら、積極的に事態の改善を図る必要があります。

③ 学校組織に入る特別支援教育支援員の心情に配慮する。

教員が圧倒的多数の職場に少人数で入る特別支援教育支援員は心細いものです。教員にとって常識的なことであっても、特別支援教育支援員にとってはよく分からないことも多くあります。

教員の側から声をかけ、コミュニケーションを積極的に図れる雰囲気を作ることが望まれます。



特別支援教育コーディネーターとして

担任と特別支援教育支援員との連携を「担任にお任せ」にしてはいけません。校内支援体制の一つとして、連携を仲立ちするのは、特別支援教育コーディネーターです。特に、次のようなことを心がけましょう。

① 情報を担任に橋渡しする。

特別支援教育支援員が複数の児童生徒や学級への支援をしている時は、複数の担任との打ち合わせが難しい場合もあります。担任に代わって特別支援教育コーディネーターが特別支援教育支援員の話聞き、担任に橋渡しをすることも必要です。

② 時間割変更等に対応する。

学級の時間割変更やテストなどで、対象の児童生徒の支援が必要でなくなることもあります。そのような時は、支援する児童生徒を変更し、支援の必要な学級に行ってもらうなど特別支援教育支援員の動きを明確にし、多くの児童生徒に効果的に支援してもらうことが大切です。

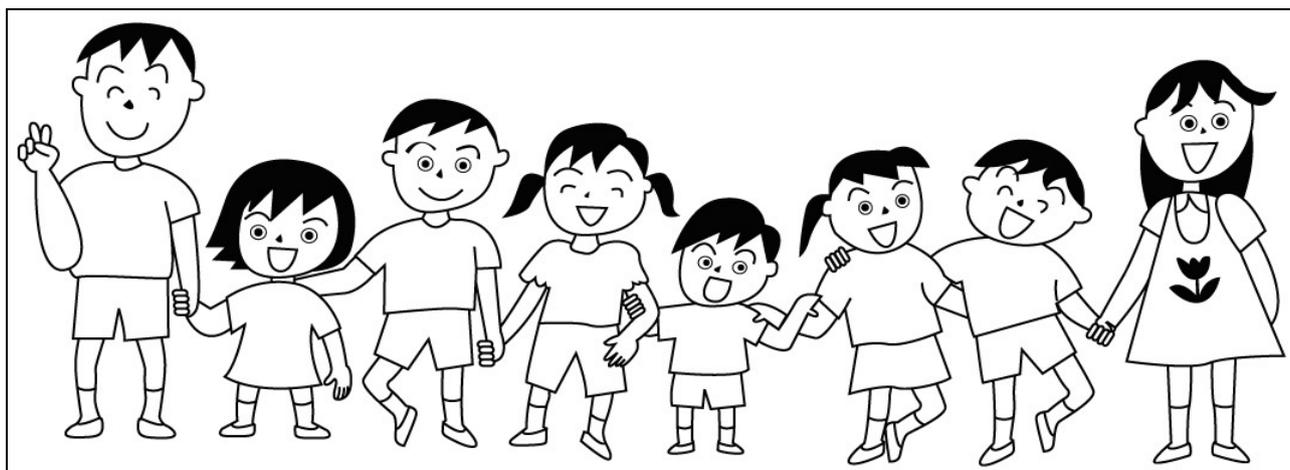
③ 具体的な支援方法を提案する。

児童生徒の特性や関係機関で受けている支援の方法など、特別支援教育に関する知識や支援の方法を積極的に伝え、具体的な支援方法を提案すると、実際の支援に役立ちます。

④ 校内委員会で支援を見直す。

特別支援教育支援員による支援を必要としている児童生徒も発達や効果的な指導・支援に伴って変化が見られるようになります。

支援が始まってからの情報交換を大切にし、支援内容や方法を見直していくことが大切です。見直す場合は、校内委員会を開き、具体的な支援内容の変更を話し合しましょう。



担任として

学級担任の学級経営の方針や特別な支援が必要な児童生徒の授業や生活における指導の目標を伝え、必要な支援をしてもらうことが大切です。具体的には次のようなことを確認しておきましょう。

① 支援が始まる前に

- 学級のルールはどのようなものがあるか。
- 対象の児童生徒の特性は何か。
- 対象の児童生徒と担任の間にどのような約束ごとがあるか。
- 授業や活動において、何をどこまでさせるのか。
- 席を離れたり、教室を出たりするなど好ましくない行動をした時の具体的な対応はどうか。
- 学級における対象の児童生徒以外への対応上の配慮点は何か。

これらの打ち合わせは、個別の指導計画をもとに行うと効果的です。校内委員会での話し合いも個別の指導計画に記入されているので、具体的な目標や支援の進め方を共通理解することができます。特別支援教育支援員による支援の対象となる児童生徒には、個別の指導計画を作成しましょう。

② 授業や活動の前に

○どの児童生徒を中心に支援するか。(複数の児童生徒でもよい。)

○支援が必要と予想される場面とその対応。

○活動や行事の簡単な手順や予定。

(あらかじめメモを用意しておくとう分かりやすい。)

○ワークブックやプリント等は、どこまでさせるか。

③ 少し時間がとれる時に

○うまくいった対応と混乱を招いた対応を整理する。

○同じ対応の仕方を続けるかどうかを相談する。

(できるようになったら少しずつ支援を控えていくことも大切。)

特別支援教育支援員は、教員とは違った立場で子どもにかかわります。その立場からの気づきや発見が、担任にとって支援のための大切な情報になる場合もあります。時間を上手に見つけ、特別支援教育支援員と児童生徒の姿を話し合しましょう。

3

特別支援教育支援員としての心構え (児童生徒に寄り添うために)

○自分で自分の行動をコントロールできるようになることを目指す。

「行動を改善しなければ」「好ましくない行動を止めなければ」「～できるようにしなければ」と一生懸命になるあまり、注意や指示を逐一行ってしてしまうことがあります。大切なことは、大人のコントロールに従えるようになることではなく、児童生徒自身が自分で自分の行動をコントロールできるようになったり、自分でできることが増えたりすることです。そのために、児童生徒自身が自分の行動をどうすべきか考えたり、振り返ったりする時間を確保することが大切です。いずれ特別支援教育支援員が傍にいらなくてもできるようになることを目指した支援が大切です。

○児童生徒の気持ちに共感する。

好ましくない行動の裏側には、必ず理由があります。「今なぜそのような行動をとるのか」「何に困って、どうしたいと思っているのか」を探ることで、児童生徒への理解が深まり、具体的な支援方法が見つかります。

しかし、共感することと好ましくない行動を容認することとは違います。周囲に迷惑をかけたり、明らかにわがままを通そうとしたりする場合は、「だめなものはだめ」と譲らない姿勢も必要です。

○自尊感情を高める言葉かけをする。

特別な支援が必要な児童生徒の中には、失敗経験や叱られる経験が積み重なり、自信や意欲を喪失していたり、自尊感情が低くなったりしている場合もあります。小さなことから自分でできていることや努力、よい行動

を認め、賞賛し、励ましていくことが大切です。具体的な言葉で賞賛することで、自分自身の成長を自覚させ、意欲や自尊感情を大切にかかわっていく必要があります。

○周りの児童生徒の見本となる接し方を心がける。

周りの児童生徒にとって、特別支援教育支援員の接し方は見本となります。接し方しだいで、特別に支援されること自体が、その児童生徒の学級集団の中での存在や位置づけを劣勢にする場合があります。「～さんのための支援員」ではなく、「困っている人はだれでも助ける支援員」として周りの児童生徒への積極的なかかわりをもつことが必要です。

また、児童生徒自身から周りに支援を求められるようになることも大切です。そのために、特別支援教育支援員に対しても支援を求める正しい方法を教えるとともに、意図的に友達とつなぐ機会も設け、友達同士の教え合い、助け合いにつないでいくことも必要です。

「先回りして何でもしてあげる」ことが支援ではありません。児童生徒の様子を見守る中で、支援の必要なタイミングを見つけ、さりげなく手をさしのべる支援が大切です。目指すのは、児童生徒一人ひとりが特別支援教育支援員がいなくても自分の力で集団での学びや活動に参加できるようになることです。

特別支援教育支援員としての心構え (教育現場に勤務する者として)

○チームの一員として行動する。

特別支援教育支援員は、校内のサポートチームの一員です。児童生徒への対応がうまくいかない場面もあります。一人で悩んだり、悩みを抱え込んだりしないで、管理職、特別支援教育コーディネーター、担任などに積極的に相談や報告をして、一つずつ解決していくことが大切です。

○守秘義務を必ず守る。

学校で知った児童生徒に関することや家庭の事情などの個人情報、そのすべてについて守秘義務があります。

知り得た情報について学校以外の場所で話題にしたり、他の保護者に勝手に伝えたりするようなことは厳に慎まなければなりません。また、ブログに載せたり、ソーシャルネットワーキングサービスの話題にしたりすることも絶対に慎まなければいけません。

守秘義務は、特別支援教育支援員として勤務している期間はもちろんのこと、仕事を離れても同様です。

○「先生」としてふさわしい言動をする。

学校では、特別支援教育支援員もすべての児童生徒から「先生」と呼ばれます。「大人のモデル」として、休み時間や放課後も「先生」としてふさわしい言動を意識することが大切です。

発達障害

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、広汎性発達障害は「発達障害」と言われます。脳機能の障害と言われており、育て方や性格のせいではありません。複数の障害を併せ持っている場合もあります。

支援の必要な児童生徒に対応する際に、障害の特性に対する基本的な知識はある程度必要です。しかし、通常の学級に在籍している支援の必要な児童生徒は必ずしも診断を受けているわけではありません。また、医師以外が発達障害の診断をすることはできません。

本人の状態が、どのタイプに近いのかを考え、そこから支援の手がかりを探す姿勢が必要です。また、発達障害という固定観念に縛られることなく、実際の児童生徒の姿から「何に困っているのか」「どうしたいのか」「どのような支援が必要か」を見極めていくことが大切です。

【学習障害（LD）】

「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」等の基礎的学習能力に著しくアンバランスがあります。全般的な知的発達には遅れはありませんが、特定の能力に極端な困難さをもつため、学習面での困難さが多く見られます。

【注意欠陥多動性障害（ADHD）】

「不注意」「多動性」「衝動性」の3つの特徴があり、行動面での困難さが多く見られます。

【広汎性発達障害】

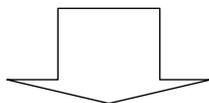
（高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む）

自閉症スペクトラムとも言われ、「社会性の障害」「コミュニケーションの障害」「こだわり」という3つの特徴があります。感覚の過敏さや鈍感さが目立つ場合もあります。集団生活の中で対人関係や社会性に困難が多く見られます。

★具体的な児童生徒の姿で見ると・・・

学習面では

- ・ 言いたいことが順序だててうまく話せない。
- ・ 文字や行をとばして読む。
- ・ 黒板の文字を正しく写せない。
- ・ 言葉での指示を理解しにくい。
- ・ 枠や行から文字がはみ出すことや筆算の桁のずれなどが目立つ。
- ・ 問題の意味が理解しにくい。
- ・ はさみやのり、ボール等をうまく扱えないなど不器用さが目立つ。



具体的な支援としては

- 時間や順序に従い、カードに書いたりメモを見たりしながら話をさせる。
- 読む部分だけ見えるようにしたり、指で文字を追いながら読む習慣をつけたりする。
- 抽象的な言葉を具体的な言葉に言い換える。

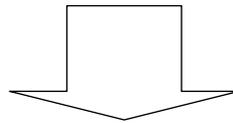
- 黒板と同じ手本を手元に置いて書いたり、書く文章を声に出して読みながら書いたりする。
- 言葉での指示だけでなく、黒板に書いたりメモを渡したりして、視覚的情報を用いる。
- マス目の入ったノートやプリントを用意したり、その場で補助線を引いたりする。
- 具体物や絵、図を使いながら、ことばや式につないでイメージをもちやすくする。
- はさみで切る線やのりや絵の具等がはみ出さないための枠をはっきりと書く。

学習面でできないことや難しいことが積み重なると、学習に対する意欲が薄れます。少しの支援を受けながら、最後までやりとげた満足感や少しずつできるようになっている自分を実感させることが大切です。



行動面では

- ・ 注意の集中の持続が難しい。
- ・ 計画的に最後までやり遂げることが難しい。
- ・ 忘れ物やなくし物が多い。
- ・ おしゃべりが多く、質問し終わる前に答える。
- ・ 約束やルールが守れない。
- ・ 順番が待てない。



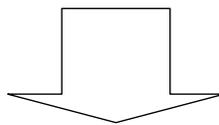
具体的な支援としては

- 指示は一つずつ具体的に出す。
- 言葉の指示だけでなく、黒板に書いたり具体物を使ったりして注意を向ける。
- 周りの刺激を少なくする。
 - ・ 机の上に不必要なものは置かない。
 - ・ 教室内の整理整頓
 - ・ 本棚など気が散りやすい場所にはカーテンなどをつけ、見えないようにする。
- 準備物や持参物のチェックリストなどを作り、確認する方法を工夫する。
- ルールや約束は見えるところに書いておく。
- ルールや約束は具体的な目標となるものにする。守れたら賞賛することで、一つずつ身につけさせる。
- 具体的に「あと〇分」「あと〇人」など時間や順番の見通しをもたせる。

不適切な行動を注意するより、望ましい行動に変えていくことが大切です。間違いは間違いと指摘したうえで、どうすればよかったのかを教えましょう。教えたことや約束したことができたならその場で褒め、よい行動を持続する意欲をもたせましょう。「よい行動をする自分」や「プラスの自己イメージ」が、行動をコントロールしようと努力する意欲につながります

対人関係や社会性では

- ・人と協力して行う活動が難しい。
- ・テーマや表現方法などを自由に決めて取り組む活動に手をつけにくい。
- ・自分のやり方や手順にこだわる。
- ・一度こだわると切り替えが難しい。
- ・その場の雰囲気や状況が分かりにくい。
- ・相手の気持ちや状況を考えずに話す。
- ・予定変更を嫌がったり不安がったりする。



具体的な支援としては

- 人と協力するためにする具体的な行動を示す。
- 見本となるものや具体例を示すなど、決定のための手がかりを与える。
- トラブルにはその都度できるだけその場で対応する。
- 冗談や比喩が分かりにくいためにトラブルになっている場合は、その意味を分かりやすく伝える。

- 不適切な言い方をした場合は、気持ちを受け止めながら望ましい言い方を教える。
- 予定変更は早目に伝える。
- 1日の流れや活動の流れを示し、見通しをもたせる。
- いつ終わるのか、どこまですれば終わるのかを示し、見通しをもたせる。

不安感やこだわりの強さからパニックになることがあります。まず安全を確保し、自分で落ち着くのを待ちましょう。

落ち着いたら、「何がつらかったのか、嫌だったのか」を聞き、整理していくことで、次の支援をするためのヒントが生まれます。

★ 大切にしたいのは自尊感情

失敗経験や注意や叱責を受けることが積み重なると、「どうせ私なんか・・・」「そんなの、できっこない」という気持ちが生まれてきます。そうならないように、小さな支援を積み重ね、「できる自分」「がんばっている自分」「大切にされている自分」を実感させることを意識しましょう。

苦手なことや難しいことは支援を受けながらやりとげる経験を積みせるとともに、一人でできることを増やし、いずれは支援されなくても取り組める力をつけていくことが大切です。

発達障害の子どもたちは、一時的に集団や社会への適応が悪くても、適切な指導や支援の積み重ねで、ほとんどが問題なく社会生活を送ることができるようになります。

特別支援教育支援員は、発達障害以外の障害のある児童生徒も支援することも多くあります。

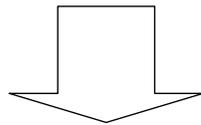
それらの児童生徒は、通常の学級に在籍している場合と特別支援学級に在籍している場合があります。どちらの場合も、児童生徒が「できること」と「できないこと」を見極めることが必要です。「できることは見守る」ことに徹し、できないことに対してスモールステップで支援し、児童生徒が「支援を受けながら自分でできた」と感じさせることが大切です。そのためには、学級担任との連携が重要です。特に、特別支援学級在籍の児童生徒の支援を通常の学級で行う場合は、特別支援学級担任と「何をどこまでするのか」を打ち合わせておきましょう。

一人でできることは見守り、完全にできないところもできるだけ自分の力で行うように励ましながら最小限の介助を心がけましょう。



視覚障害

視覚障害とは、視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態をいいます。単に視力が弱いだけでなく、視野が狭かったり、物と物の距離が分かりにくかったりすることもあります。また、明るさや色によって見えにくいこともあります。



具体的な支援としては

- どのような状態が見えにくいかを理解し、見やすい資料等を用意する。
 - ・ 拡大する。
 - ・ 行間や字間を工夫する。
 - ・ テレビ画面に大きく映して見る機器を使う。
 - ・ 照明の位置を変える。
 - ・ 見えやすい色を使う。

- 移動の際は、段差等に注意し見守る。

- 体育の授業や図工、家庭科の実技を伴う場面では、必要に応じて介助したり、安全に気をつけるよう見守ったりする。

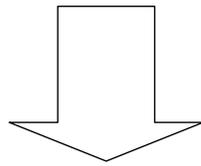
- 指示代名詞（「あれ」「そこ」など）を使わず、具体的に話す。

聴覚障害

聴覚障害とは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態を言います。片方の耳だけが聞こえにくい場合や補聴器をつけている場合もあります。

言葉の聞き間違いや言い間違いがあったり、抽象的な言葉の理解が不十分だったりするなど、言葉での指示には十分な配慮が必要です。

また、補聴器をつけていればすべて聞こえているわけではありません。いろいろな音を補聴器が拾ってしまうため、話し手の口元を見て理解していることもあります。必要なことが聞こえているかどうか確認しましょう。



具体的な支援としては

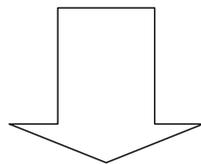
- 全体への話が分かりにくい場合は、繰り返して伝える。
- 片方の耳が聞こえにくい場合は、聞こえる方向から話しかける。
- 話し手の口元が見えるような位置で話す。
- 視覚的な支援を組み合わせる。
- できるだけ具体的な言葉で指示する。
- 補聴器の正しい扱いができるよう注意して見守る。

知的障害

知的障害とは、記憶、推理、判断などの知的機能の発達に明らかな遅れが見られ、社会生活などへの適応が難しい状態をいいます。

抽象的な言葉は理解しにくい、物事を記憶しておくことが苦手などの特徴があります。運動発達にも遅れが見られ、動きがぎこちなかったり細かい作業が苦手だったりすることもあります。基本的な生活習慣の確立に向けての支援が必要な場合もあります。

また、年齢や学年に比べて、言動や興味・関心が幼く感じることもあります。



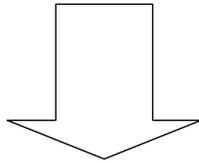
具体的な支援としては

- 具体的な分かりやすい言葉で話す。
- 指示は1つずつ伝える。
- 分かりにくい時は、繰り返し伝えたり教えたりする。
- 生活と結びつけて理解させることを意識し、言葉かけをする。
- 年齢や学年相応の言葉遣いや対応を心がける。
- 基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助

肢体不自由

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。車いすや装具を使用していることもあります。日常生活動作に制約があるため、経験に偏りがあったり、少なかったりする傾向が見られます。

できる機能を使って、できることは自分でするように見守り、完全にできないところもできるだけ自分の力で行うように励ましながら支援することが大切です。



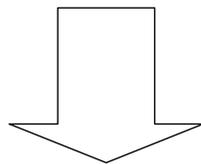
具体的な支援としては

- 車いすの場合は、必要に応じて車いすを押ししたり、乗り降りの介助をしたりする。
- 体育の授業や図工、家庭科の実技を伴う場面では、必要に応じて介助したり、安全に気をつけるよう見守ったりする。
- 安定した姿勢を保持できるよう机や椅子の高さなどに注意する。
- 「自分でできた」という体験を増やし、できる自信を持たせるよう心がける。

病弱・身体虚弱

病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態、身体虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態をいいます。

病気や身体の状態により、活動に制限がある場合が多くあります。具体的な状態や配慮事項を詳しく聞き、児童生徒の体調を見ながら支援することが大切です。また、病気やへの不安や体調によって、気持ちが不安定になることもあり、心理面への配慮も必要です。

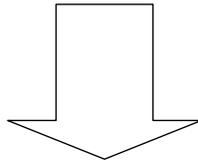


具体的な支援としては

- 話をよく聞き、不安感を受け止める。
- できることをしっかりしていくように励ましながら見守る。
- 制限や体調によって難しい活動は、代替りの活動ができるよう準備する。
(担任からの指示)
- 学習の空白や遅れに対する具体的な対応を準備する。(担任からの指示)
- 体調が悪いなど集団から離れて活動する時は、担任に代わって付き添う。
- 体調や様子の変化に気を配り、いつもとは違う変化がある時は、すぐに担任、養護教諭に連絡する。

情緒障害

情緒障害とは、情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいいます。心因性の選択性かん黙（場面かん黙）や不登校などがあります。安心できる雰囲気の中で、不安を減らすための支援が大切です。



具体的な支援としては

- 「不安な時は助けてもらえる」という安心感をもたせる関係作りをする。
- 選択性かん黙の場合は、話すことを強制せず、別のコミュニケーション手段を工夫する。
- できることをほめて、自信をもたせる支援を心がける。
- 好きなことや得意なことを手がかりに、自ら取り組めることを見つける。

具体的な支援の方法を見つけるには

「特別支援教育ガイドブック」

（香川県教育委員会特別支援教育課 H21）

が参考になります。

幼児児童生徒の気になる状態について、具体的に支援の方法を提案しています。

各学校（園）に数冊ずつ配られていますので、参考にしてください。また、香川県教育委員会特別支援教育課のHPにも掲載しています。

<http://www.pref.kagawa.jp/kenkyoui/>

文部科学省 特別支援教育総合推進事業

特別支援教育支援員を効果的に活用するために
—特別支援教育の充実を目指して—

2013年3月発行

香川県教育委員会事務局特別支援教育課

〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号

TEL 087-832-3757 / FAX 087-806-0232

URL <http://www.pref.kagawa.jp/kenkyoui/>

E-mail tokubetsusien@pref.kagawa.lg.jp